

学校いじめ防止基本方針

大分大学附属特別支援学校

令和7年9月26日改訂

1 学校いじめ防止基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという考えで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整える。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 本校においては、障がい特性に起因する衝動性等により、他の児童生徒を押すなどした場合はいじめとは考えないが、自己のストレス解消等の理由で他の児童生徒の心身を傷つける言動があった場合については、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を訴えなくてもいじめと考える。
- ・ 当人は苦痛として感じていないと思われる場合においても客観的に見て、本人の人間性を損なうような言動があった場合もいじめと考える。

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

①設置の意義

いじめや体罰の起こりにくい、起こらない学校にするために、学校全体をあげての組織的対応が不可欠であるため、この会を設置する。また、些細だと思われることでも委員会に情報があがってくるように全教職員にいじめ・体罰防止委員会の設置の意義や役割について共通理解し、より実効的な問題の解決を行う。

②構成メンバー

校長、教頭、教務主任、学部主事、当該児童生徒の担任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭
※必要に応じて心理の専門家、弁護士・大学教授などの外部の専門家等を加える。

③主な業務内容

- ・基本方針の見直し、改訂
- ・いじめや体罰の未然防止に向けた体制の整備
- ・校内研修会の企画、立案
- ・いじめ・体罰が疑われる案件の情報収集、事実確認、調査、判断
- ・調査結果、報告等の情報整理、対応検討・決定
- ・配慮を必要とする児童生徒（被害者・加害者・周囲の子ども）への支援
- ・対応や取組内容の見直し、改善
- ・校内研修会の企画、立案

（３）未然防止

- ・いじめの未然防止に向けた体制の整備。
- ・人権教育の充実。
- ・保護者、地域、関係機関との連携。

（４）早期発見

- ・授業中だけでなく、休み時間や登下校時の子どもの様子を観察する。
- ・情報収集（日々の連絡帳、教職員全員から地域の声、児童生徒への聞き取り等）に努める。

（５）児童生徒へのいじめの調査の実施

- ・いじめの有無や、いじめにつながりそうな事案の早期発見、予防に努め、日頃の指導や支援につなげていくことを目的に、児童生徒への個別面談を実施する。
- ・年２回（９月、２月）実施する。
- ・全学部の調査内容を集約、報告する。

４ いじめに対する措置

- ・いじめではないかという事案が起こった場合は速やかに以下の流れで対応し、問題解決に努める。
- ・被害者に対しては、共感的に受け止め、必ず守るという姿勢を示す。被害者へのカウンセリングを行い、身体や金品の被害状況を確認する。
- ・加害者に対しては、いじめは許されない行為であることを指導するとともに、いじめ行為に及んだ心理的背景や原因等を探り、解決することに努める。
 - ①生徒指導部に連絡。（おおよその状況把握）
 - ②管理職に報告。
 - ③いじめ防止委員会を立ち上げ、情報を共通理解するとともに、詳しい調査を行い、事実関係を正確に把握する。
 - ④具体的な指導・支援、手だてを決めたうえでお互いの保護者に連絡。
 - ⑤いじめ解決に向けての継続指導・経過観察を含めた具体的指導を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、適正に調査し判断する）

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 具体的対応

- ①校長が重大事態と判断した場合は、速やかに大分大学へ重大事態発生を報告する。（第1報）
- ②「いじめ防止対策委員会」の拡大構成で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して適時・適切な方法で提供・説明する。
- ③大学へ調査結果や対応について報告する。（第2報）。
- ④調査結果については、生徒・保護者が希望する場合は所見をまとめた文書を添えて提出する。

※参照 国立大学大分大学教育学部附属学校いじめ等重大事態調査委員会